

通知カードが送付されます

平成 27 年 10 月から住民票を有する人に 1 人ひとり異なる個人番号（マイナンバー）が指定され、世帯ごとにまとめて「通知カード」「個人番号カード交付申請書」等が転送不要の簡易書留で順次郵送されています。市内に住所を有する人には 12 月上旬を目途に郵送される予定です。

個人番号は原則一生変わりませんので、通知カードが届いたら紛失しないよう大切に保管してください。

送付について

- 送付先住所・通知カード記載内容は先月 10 月 2 日までの住民異動届出情報が反映されています。
- 転送手続きや保管期間経過等の理由で送付できなかった通知カードは市民課にて保管し、窓口受取の案内通知等を転送可・普通郵便で送付します。案内通知等をご持参のうえ来庁ください
 - 通知カード等の受取までに住所変更等（転居等）する人は、手続きの際に対応をご案内します

いよいよ マイナンバー制度 （社会保障・税番号制度） が始まります④



受け取った通知カードについて

- 社会保障・税や個人番号カードの交付等の手続きの際に必要ですので大切に保管してください。
- 紛失等による再交付の場合は手数料が必要
 - 記載内容に変更が伴う住所変更等（転居、転入、婚姻届等）の手続きの際には持参ください
 - 記載の内容に変更がある場合は、通知カードの「表面記載事項変更届」が必要になりますので、現住所地の市役所で手続きしてください。手続きには通知カード、印鑑、本人確認書類、本人以外が手続きする場合は委任状（死亡除く）が必要

個人番号カードの交付受付が開始

平成 28 年 1 月から、個人番号の確認や本人確認に利用できる個人番号カードが希望者に交付されます。個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、有効期限、個人番号を記載しています。

通知カード送付時に同封されているパンフレットを確認の上、申請書・返信用封筒により郵送、またはスマートフォン等で申請してください。

後日、市役所で個人番号カードを交付します。



▲個人番号カードのイメージ

個人番号カードの利用場面

- 個人番号を証明する書類として
個人番号の提示が必要な場面で利用できます。
- 本人確認の際の公的な身分証明書として
金融機関における口座開設、パスポートの新規発給等の際の本人確認書類として利用できます。
- 各種行政手続のオンライン申請等に
電子証明書を利用すると、平成 29 年 1 月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、e-Tax 等電子申告に利用できます。

受け取られた個人番号カードは大切に保管し、暗証番号をみだりに人に教えないようご注意ください。また、個人番号カードの記載内容に変更が伴う住所変更等（転居・転入・婚姻届等）の手続きの際には、対象者分の個人番号カード等を忘れずお持ちください。

注意：マイナンバー制度に便乗した口座番号や個人情報取得しようとする不審な電話にご注意ください

個人番号カードのお問合せ・・・コールセンター 0570-783-578 ※外国語対応は 0570-064-738
平日 8:30～22:00、土日祝 9:30～17:30

マイナンバーのお問合せ・・・コールセンター 0570-20-0178 ※外国語対応は 0570-20-0291
平日 9:30～22:00、土日祝 9:30～17:30

※年末年始を除く ※ナビダイヤルは通話料がかかります

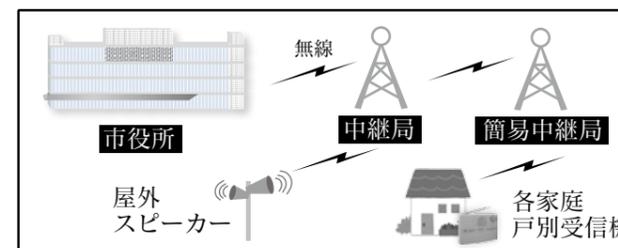
災害に強い街へ ～デジタル防災行政無線整備事業～

情報課 ☎ 43-5206

◆デジタル防災行政無線の整備が始まりました

市では情報伝達力の向上を目指してデジタル防災行政無線の整備工事を行っています。

現在は中継局や屋外スピーカー、防災カメラの設置場所の最終調整を実施しており、また工場では機器の製作も行っております。



※戸別受信機はケーブル回線を利用したの受信もできます

◆今後の整備予定

- 戸別受信機の設置意思確認書を 12 月以降に各ご家庭へ送付します。無償貸与しますので、必要事項をご記入後、同封の返信用封筒で返送ください
- 年末頃から中継局や屋外スピーカーなどの工事を開始します
- 来年度から設置意思確認書を提出いただいた各ご家庭に戸別受信機を設置する予定です。なお、戸別受信機はケーブルテレビの告知端末機に代わるものです

防災行政無線のシステムや戸別受信機とはどういったものなのか等、これから整備の進捗状況に合わせて随時、さんさんネットコミュニティチャンネル（111ch）でも紹介していきますので、ぜひご覧ください。

◆整備後は次のようになります

① 相互通信

今回整備する屋外スピーカーと市役所の間で相互通信を行うことができる仕組みを構築します。これにより通信網の断線による集落の孤立を防ぐことができます。

② クリアな音質

デジタル波を使用する無線システムなので、ノイズの少ないクリアな音質です。音声合成装置を使用することにより、聞き取りやすい放送内容となります。

③ 戸別受信機の設置

各ご家庭に戸別受信機を設置すると、防災行政無線の放送を聞くことができます。さらに市役所や公民館からのお知らせなど、これまでと同様に告知放送としても活用できます。

④ 防災カメラの映像をホームページで公開

市では、これまで防災カメラ映像をホームページで公開していましたが、道路の浸水、河川の氾濫などの恐れがある箇所にカメラを増設し、それらについても公開します。

今月の納税

固定資産税……………【4期】

国民健康保険税……………【5期】

納期限 **11月30日(月)**

《納期限内に忘れず納付しましょう》

◆便利な口座振替をご利用ください!

—口座振替のメリット—

- 安心…お金を持ち歩く必要がないので安心です。
- 便利…納期ごとに金融機関や市役所の窓口等に行く必要がなく便利です。
- 確実…指定口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがなく確実です。

★申し込み手続きは、とても簡単!

口座振替の依頼書は、市内の各金融機関及び市役所税務課にありますので、預貯金通帳と届出印をご持参の上、手続きをしてください。

納税が困難な場合はお早めの納税相談を!

災害や盗難にあつたり、病気になつたり、失業したり、事業で大きな損失を受けたり、予期しないことで収入が著しく少なくなったために、どうしても納期限までに納付ができないような場合は、お早めに納付方法等についてご相談ください。

納税相談では、納税が困難になった原因、税金の負担能力、家庭の現状をお伺いさせていただき、分割して計画的に納付することや、納付時期を延ばしたりすることもご相談させていただきます。

納税についてのご相談がありましたら、市役所税務課へお早めにお越しください。

☎ 税務課 ☎ 43-5213